地球温暖化対策に係る計画イメージ

資料1

条例

方針・方向性　など

- 市、事業者、市民の責務
- 日常生活における地球温暖化対策
- 運輸・交通における地球温暖化対策
- 環境教育・環境学習の推進
- 緑地保全・緑化の推進
- 循環型社会の形成　など

具体的な施策（権利を制限し、義務を課す事項）

- 事業活動における地球温暖化対策計画書報告書制度
- 開発行為における計画書制度
- 再生可能エネルギーの導入検討義務付け
- 環境技術を通じた国際貢献など
- 地球温暖化防止活動センターや地球温暖化防止活動推進員への支援

（仮称）川崎市
地球温暖化対策
条例に基づき策定

計画

地域の温室効果ガスの排出実態

目標

取組方針(削減シナリオ)

- 施策の基本的な方針など

前提条件の整理

- 国等による取組など

地域で推進すべき対策

市による取組
（環境部局
全部局）

- 実施主体としての取組
  - 事業主体としての取組
  - 率先実行
- 政策推進主体としての施策

地域実態に応じた政策手段の導入
（計画書・報告書制度など、条例
に位置づけたものも含む）

他の主体（事業者、NPO、市民等）
による取組
（各主体の計画へのコミット）

例えば

- 事業者の取組
- 建築物の取組
- 市民の取組
- 交通の取組
- 廃棄物の取組
- 緑化の取組

など

計画の推進

- 推進体制：審議会、川崎温暖化対策推進会議（CCかわさきエコ会議）など
- モニタリング：全GHGの排出、施策の進捗状況　など
- 計画の見直し